

令和4年9月12日

日本ステントグラフト実施基準管理委員会

委員長 志水 秀行

ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守せず、 EVAR 及び TEVAR を実施した施設、実施医、指導医に対する罰則規定

ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守せず、EVAR 及び TEVAR を実施した施設、実施医、指導医に対し、その罰則規定を設けます。

「以下・例」をあげて解説します。また「以下・例」以外の実施基準違反に対しても、同様の罰則規定が適用されますのでご注意ください

施設：

- 1) EVAR、TEVAR の実施施設ではないにもかかわらず、委員会に連絡なくそれを行った施設は、向こう1年間、実施施設の申請をしていただけません。
- 2) EVAR、TEVAR の実施医、指導医がいない、あるいはバックアップや直接参加の外科医がいないにもかかわらず、当委員会が定める実施基準に違反する医療行為を行った施設は、直ちにその実施施設から外れていただきます。(大動脈解離に対する TEVAR の実施には解離使用が認められているデバイスの指導医である必要があります)

実施医：

- 1) EVAR、TEVAR の実施医基準を満たしていない医師が、その実施を術者として施行した場合、向こう1年間実施医として申請していただけません。

指導医：

- 1) TEVAR の指導医ではない医師が大動脈解離(2腔・偽腔開存型の解離性大動脈瘤を含む)に対しTEVARを施行した場合、向こう1年間指導医としての申請をしていただけません。
- 2) EVAR、TEVAR の実施医、指導医ではない医師に実施基準に違反した医療行為を指導した場合、その指導医基準を取り消させていただきます。